

事業計画 (第1回水道整備事業)

目標年度	令和13年度	一日最大給水量	198,800 m ³
給水人口	573,900人	一人一日最大給水量	347 ℓ

3つの浄水場、104の水源地で清浄で安全な水をつくる

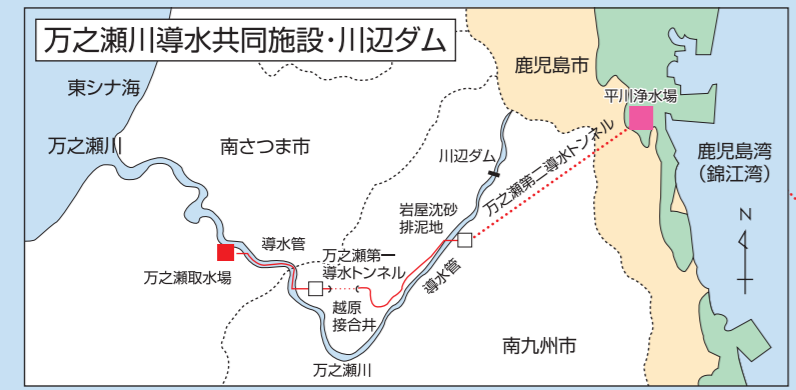
安全で安心して飲む水を市民にお届けすることが水道の役割です。河川から取水した原水を安心して飲む水に浄水処理する重要な施設が浄水場です。鹿児島市には、甲突川から取水する河頭浄水場、稲荷川から取水する滝之神浄水場、市域外の万之瀬川から取水する平川浄水場の3浄水場があり、取水した河川表流水を凝集・沈でん、ろ過、塩素消毒の各処理工程で清浄な水にしています。また、104か所の表流水・湧水・地下水・伏流水は、塩素消毒などによって清浄な水にしています。鹿児島市の水道が、これからも安全でおいしい水を給水していくためには、良好な水源を保っていくことが必要であり、水源流域の水環境を保全していくことがますます重要になってきています。

導・送・配水管

種別	導水管	送水管	配水管	総延長
合計	77,248m	223,484m	3,140,353m	3,441,084m

令和4年4月1日現在

計画給水区域と主要施設位置図



計画給水区域と主要施設位置図



給水状況

区分	行政区内人口 (A)	給水人口 (B)	給水件数	普及率 (B) / (A)	年間総給水量	年間総有収水量	有収率	1日最大給水量
単位	人	人	件	%	m ³	m ³	%	m ³
H29	596,319	576,900	305,364	96.7	65,023,211	59,766,609	91.9	194,718
H30	594,943	575,600	307,515	96.7	64,506,338	59,533,620	92.3	195,339
R1	593,474	574,400	309,689	96.8	63,932,314	58,955,411	92.2	186,794
R2	592,995	573,900	312,110	96.8	64,078,320	59,506,176	92.9	190,590
R3	589,963	571,700	314,231	96.9	62,470,415	58,860,529	94.2	183,655
R5.1月末	588,832	570,700	315,352	96.9	-	-	-	-

凡例 (令和3年度末現在)

行政区域	浄水場
計画給水区域	取水場(表流水)
配水管	水源地(湧水・地下水)
送水管	ポンプ所
導水管	配水池・調整池
	その他の施設

※この図面は概略図です

水道料金

(1)水道料金(1か月)

用途別	口径別等	基本料金 (円)	従量料金	
			使用水量等	(円)
一般用	13mm	700	10 m ³ までの分	1 m ³ について 45
			10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	// 120
	20mm	1,220	20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	// 210
			30 m ³ を超える分	// 275
共用	25mm	1,680	50 m ³ までの分	1 m ³ について 220
			50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	// 245
	30mm	2,500	100 m ³ を超える分	// 300
			50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	// 245
50mm	8,790	1 m ³ について 300		
		75mm	20,460	
		100mm	38,970	
150mm以上	102,370			

用途別	口径別等	基本料金 (円)	従量料金	
			使用水量等	(円)
共用	1世帯につき	700	10 m ³ までの分	1 m ³ について 45
			10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	// 120
	20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	// 210		
		30 m ³ を超える分	// 275	
公浴場兼用	一般用に同じ		1 m ³ について 70	
私用火栓	1個につき	1,500	使用時間 5分までごとに 2,200	

※ 水道料金は、基本料金と従量料金の合計額に消費税等相当額を加えた額(1円未満の端数は切り捨て)
 ※ 引越等で、月の途中から水道の使用を開始または中止したときは、使用日数に応じて、基本料金を日割計算する。

(2)上記に該当しない料金

使用水量1m³につき、435円を乗じて算出した額に消費税等相当額を加えた額(1円未満の端数は切り捨て)

給水負担金

徴収対象
 ①給水装置の新設・改造(増口径)の工事申込者
 ②共同住宅における各戸メーターの新設等の申込者

区分	直結式給水(千円)	受水種式給水(千円)
メーター口径(mm)		
13	70	105
20	160	240
25	250	375
30	390	585
40	760	1,140
50	1,400	2,100
75	3,600	5,400
100	7,100	10,650
150以上	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額

※給水負担金は、上記の表で定める額に消費税等相当額を加えた額
 ※上記②の各戸メーター新設の場合は、各戸メーターの数に上記の表の直結式給水負担金の額を乗じた額の合計額(注)改造等工事の場合は、別に定める方法により算出

桜島地区



※この図面は概略図です。